

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	防災再開発促進地区の区域内における一の所有者による避難経路協定の認可	
根 拠 法 令	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	
根 拠 条 項	第298条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	基 準	<p>○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (一の所有者による避難経路協定の設定) 第298条 防災再開発促進地区の区域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、避難経路の整備又は管理のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を避難経路協定区域とする避難経路協定を定めることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の認可の申請が第291条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該避難経路協定が避難経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第291条 (略)</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 土地又は建築物等の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 第289条第2項各号に掲げる事項(当該避難経路協定において避難経路協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該避難経路協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 (略)</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 (休日を除く・休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	設定しない (これまで先例がなく、今後も申請が見込まれないため)
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)